年　　月

保護者　様

　豊 橋 市 教 育 委 員 会

食物アレルギーを有するお子様への対応について

昨今のお子様を取り巻く健康課題のひとつに食物アレルギー疾患があります。

食物アレルギーは、生命にかかわる可能性があることから、国においても、平成

２７年３月に「食物アレルギー対応指針」を作成し、食物アレルギー事故防止に

万全を期すよう示しております。

本市におきましても、すべての関係者が一丸となって、子どもたちが安全・安心で充実した学校生活が送られるよう、以下の方針により取り組んでまいりますのでご理解とご協力をお願いします。

**Ⅰ　食物アレルギー対応の基本方針**

１　 安全が最優先

学校生活における対応で最優先すべきは「安全性の確保」です。そのため豊橋市教育委員会としては、Ⅲに示すような対応を行いますが、個々の要求に応じることはできませんのでご了承ください。

２ 「学校生活管理指導表」の提出

安全な学校生活を過ごすために欠かすことができないものが、「学校生活管理指導表」（以下「管理指導表」）です。管理指導表は、「医師の診断」を記載したものであり対応の基礎となるものです。

学校での食物アレルギー対応（配慮や管理）は、管理指導表に基づいて行いますので、食物アレルギーが心配される場合は必ず提出してください。

３　 保護者との面談

学校は管理指導表をもとに保護者の方と面談を実施します。学校での対応は、面談の情報を含め「校内食物アレルギー対応委員会」で検討し、決定します。決定した内容は、保護者の方にお知らせし、対応開始となります。

**Ⅱ　食物アレルギー対応実施までの流れ**

|  |
| --- |
| **食物アレルギー調査（全員）** |
| アレルギーの状況・学校での対応が必要かどうかについて調査に回答する |
|  |
| **学校生活管理指導表・変更確認届の記載** |
| 学校から学校生活管理指導表・変更確認届を受け取る | ・医療機関を受診し、診断後、学校生活管理指導表に必要事項を記入してもらう。・保護者は診断の結果、対応の変更の有無を変更確認届に記載する。 | 期日までに学校へ提出する**＊H３１年度より、７～９月に受診をお願いしています。** |
|  |
| **学校での面談** |
| 学校生活管理指導表をもとにアレルギーの詳細や対応希望について教職員と面談を行う |
|  |
| **校内食物アレルギー対応委員会** |
| 学校が保護者との面談の情報を含め、対応について検討・決定する |
|  |
| **食物アレルギー対応について確認** |
| 学校から示された対応内容について確認する |
|  |
| **食物アレルギー対応開始** |

**Ⅲ　学校における食物アレルギーへの対応**

**１　　学校給食での対応**

学校給食では、原因食品を完全に除去する対応が基本となります。原因食品を少量摂取できる場合も食べる量を調整するなどの対応は行いません。

★献立表の表面には、加工品で配膳割合の少ない食品及び一部の調味料は表示されておりません。また、裏面には、２８品目（表示義務品目及び表示推奨品目）以外のアレルゲンを含む食品と２８品目の微量混入※は記載されていません。これらの情報が必要な場合は、給食センター又は保健給食課にてご確認ください。　※：微量混入＝コンタミネーション、調味料、香料

1. **対応の種類**
* 副食（おかず）除去対応

例：いかでアレルギー症状を発症する場合の除去対応について



ごはん

牛

乳

春

巻

八宝菜

(

いか

入り）

**八宝菜は配膳さ**

**れない。（全く食**

**べない）**

ゼ

リ

Ｉ

いか

ごはん

牛

乳

春

巻

八宝菜の中から

いか

を自分で除

去して食べる

八宝菜

(

いか

入り）

ゼ

リ

Ｉ

**アレルギーの原因食品を含むおかずは配膳しません**。

（食器ごと全て取り除きます。）

配膳されたおかずの中から、原因食品を自分で取り除く、食べる量を調節する対応は、安全性が確保されないため不可です。

※食物アレルギーに関して危機意識をもち、子ども自ら対応する能力が育まれるよう家庭での指導をお願いします。

* 単品の除去対応

アレルギーの原因食品を含む単品（調理を行わず単品で提供される果物、デザート、牛乳等）そのものを配膳しません。（食器ごと全て取り除きます。）

※牛乳の提供を受けない場合には「学校給食区分変更届」が必要です。

* **卵アレルギー対応食（申請書については、学校にお問い合わせください。）**

卵を除去した料理を提供します。申請には「豊橋市学校給食アレルギー対応食提供申請書」が必要です。

＜ アレルゲン除去に伴うお願い ＞

* 完全弁当

　　　極微量のアレルゲンにも対応が必要な場合や多品目のアレルゲンに対応が必要な場合等は、給食での対応が困難であるため、弁当の持参をお願いします。

* 一部弁当

献立の中からアレルギーのため食べられないメニューがある場合、ご家庭の判断で一部弁当を持参するなどの対応をお願いします。

1. **給食費の取り扱い**
* 完全弁当対応の場合は、徴収しません。
* 牛乳の提供を受けない場合は、牛乳代を減額した額を徴収します。
* その他の対応については、給食費の減額はありません。

**２　　学校給食以外での対応**

　　学校生活において食物アレルギーの対応は、給食の時間だけでなく、家庭科の調理実習や遠足・宿泊行事といった食べ物を扱う場面でも必要となります。

　　また、食後の運動でアレルギー症状が誘発されるなど配慮が必要となることもあります。こうした場合もすべて「管理指導表」を基本に対応を行います。